

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月

A 社会保険事務所に昭和 55 年 6 月分の国民年金保険料について、照会申出書を提出したところ、還付記録の確認ができたとの回答をもらった。55 年 6 月 21 日に任意加入の喪失となっていて、55 年 6 月の保険料については還付されていることになっているが、55 年 6 月の保険料は 55 年 7 月 28 日に納付しているので、納付前に資格喪失の手続をするはずがない。資格喪失届を提出した覚えもなく、また還付を受けた覚えもない。55 年 6 月の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和 55 年 6 月 21 日付で国民年金の資格喪失が行われているが、申立人は、申立期間当時 B 市内に住んでいたが、訳あって市役所等の公共の場所へは行かないようにしていたと申立てしているところ、現に 55 年 7 月 28 日の保険料は C 駅周辺を避けて、わざわざ D 地の金融機関まで行って納めており、住所変更等もなく資格喪失手続を行うべき事情は特に無かったことから、資格喪失のため市役所に行くことはありえないとの申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人が、昭和 55 年 7 月 28 日に 55 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付したことが申立人の所持する領収書により確認できることから、納付日前の 55 年 6 月 21 日に資格喪失の手続をするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 1 か月と短期間である。

加えて、E市役所の国民年金被保険者名簿には、申立人の資格得喪欄に任意加入、任意喪失の記載がなく、昭和55年6月21日の資格喪失は強制加入の喪失となっており、行政の記録管理に不手際がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、当時は婦人会が集金を行っており、国民年金の制度発足当時は、加入が義務だと思っていたので支払っていた。

集金をしていたAさん、またはBさんに毎月渡していた。未納とされるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の居住する地域においては、婦人会により保険料の集金が行われていたことが確認でき、地区の婦人は全員加入しなければならない雰囲気であったとする記憶と毎月集金されたとの記憶及び39年4月からは、加入義務がないことを知り納付を止めたとする記憶は具体的で鮮明である。

また、申立期間の国民年金保険料を集金していた婦人会のB氏は、申立人の申立期間当時の保険料を集金していたと証言しており、同じ地区で、同じ時期に、同じ集金人に国民年金保険料を渡していた近隣住民のC氏の国民年金保険料は納付となっており、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は昭和51年に会社員の妻も国民年金に加入し、年金を受給することができるとの講演会を聞いたことをきっかけに、国民年金に任意加入するとともに付加保険料も納付しており、納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和50年12月から国民年金に任意加入し、付加保険料も納付している。59年10月から61年3月までの期間が未納となっているが、61年分の確定申告書控（昭和62年2月26日受付）もあるので未納は納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の「昭和61年分の所得税の確定申告書控」によると、夫婦合算(申立人は付加保険料も支払っている。)で「国民年金:175,200円」の記載がある上、この額は61年の国民年金保険料額に概ね合致していることから、申立人は、61年1月から同年3月までの国民年金保険料は支払ったものと推認される。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、付加保険料も支払っていることから納付意識の高さがうかがえる上、その夫は申立期間のうち、60年1月から同年5月までの期間について、厚生年金保険の第4種被保険者として厚生年金保険料を納付した後、同年6月から国民年金に加入し保険料を納付していることが確認でき、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 12 月まで

申立期間については、国民健康保険の加入手続のため、平成元年 1 月に A 市役所に出向いた時、窓口で国民年金にも加入するよう説明され、過去 2 年分の国民年金保険料約 20 万円を納めているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険の加入手続のために、平成元年 1 月に A 市役所に出向いた時、国民年金にも加入するよう説明されたので、国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行い、数日後に現金を用意して過去 2 年分の国民年金保険料を納付したとしているところ、A 市役所では国民健康保険加入者に対して国民年金の加入案内を行っていたこと、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 2 月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったことが確認できること等から、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人が納付したとする過去 2 年分の国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致していること、当時の申立人の経済状況からみて、保険料を納付するだけの資力があつたと考えられること等から、申立てには信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答があった。申立期間については、20歳になった時から保険料を納付してあると母親から聞いていたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、20歳になった時から申立人の母親が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳になった昭和36年11月ころ払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと推測され、加入手続を行いながら保険料が未納であるのは不自然である。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間について納付済みとなっている上、申立人は、申立期間後の昭和38年4月から39年3月までの保険料を40年2月13日に過年度納付していることが確認でき、この時点で、申立期間に含まれる38年1月から同年3月の保険料は納付することが可能なものであることから、同期間については納付されていたと考えるのが妥当である。

さらに、申立人は、結婚後、国民年金に任意加入し、申立期間以降の国民年金加入期間については、一部の未加入期間を除き保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年3月まで

申立期間については、当時住んでいたA市から、国民年金に加入し、過去の国民年金保険料2年分をさかのぼって納付するよう督促があった。ところが、保険料額が多額で一度では払えないので、分割して納付することにした。分割したが2年分の保険料を確かに納付したので申立期間が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、過去の国民年金保険料2年分をさかのぼって分割して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人が国民年金に加入した時期は平成5年5月ころと推定され、さかのぼって納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人が国民年金に加入した当時同居していた申立人の元妻は、申立人がさかのぼって納付する保険料額が多額なので、一度では払いきれず分割して納付することにしたことを証言しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、社会保険庁の記録では、平成5年5月の時点で過年度納付が可能な3年5月から同年7月分については、納付済みとなっている。

加えて、申立人は、申立期間以降未納期間は無く、平成9年度以降は保険料を前納しており、納付意識は高いと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

申立期間の保険料については、平成5年1月にA市役所で国民年金の加入  
手続を行い、後日郵送された納付書で毎月1万円ほどを同市役所内にある金  
融機関で納付したので、その期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料として毎月1万円ほどを納付したとする額は、当  
時の保険料月額9,700円におおむね一致するとともに、郵送された納付書で市  
役所内の金融機関において納付したとする申立人の主張に不自然さはみられ  
ない。

また、申立人は、複数回にわたり厚生年金保険から国民年金への切替手続を  
適正に行っているほか、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間を除き国  
民年金加入期間において保険料をすべて納付していることから、国民年金に対  
する意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金  
保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年3月までの期間、39年10月から40年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から39年3月まで  
② 昭和39年10月から40年3月まで  
③ 昭和40年10月から41年3月まで

申立期間については、A区の職員が定期的に国民年金保険料を集金に来ており、これを納付していた。当時は研磨職人をしており、収入もあったので未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A区役所の職員が国民年金保険料を定期的に集金に来ており、国民年金手帳に検認印を押してくれたと主張しているところ、同区役所において、昭和36年の国民年金制度発足当初より、区職員による集金が行われていたこと及びその頻度はおおむね3か月ごとに行われていたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立期間の前後の加入期間における保険料が納付済みとなっており、申立期間とその前後の期間において申立人の生活状況及び経済状況に、大きな変化は認められないことから、国民年金保険料の納付が困難となったとは考え難く、申立期間のように未納期間が点在するのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月から40年3月まで  
申立期間については、父親の事業の手伝いをしており、その父親が家族(父、母及び兄)の国民年金保険料をまとめて支払っていたので、未納となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中は自営業の両親や兄と同居し、事業の手伝いをしており、国民年金保険料は亡くなった父親が家族(父、母及び兄)の分をまとめて納付したと主張しているところ、その両親及び兄の申立期間中の保険料は納付済みであり、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除きすべて保険料を納付済みであり、申立人の国民年金保険料の納付意欲の高さがうかがわれる。

さらに、A区役所では昭和40年8月ころに職権により手帳を払出しているが、申立人の氏名を誤って記載しており、後日、氏名の訂正が行われていること、また、当時同居していた大学生の弟と申立人の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているが、その後、弟は42年3月21日に厚生年金保険に加入し、家族と別居をしていたにもかかわらず、同年11月ころに同区役所から、その弟に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていること等、行政側の記録管理に不備があったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は家族で自営業を営み、国民年金保険料は、両親が家族の分を納付していた。集金人が自宅まで保険料を徴収に来ていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、家族で自営業を営み、国民年金の加入手続及び保険料納付は両親が行っていたと主張しており、同様に両親が納付していたとする申立人の兄は、昭和 36 年 4 月の制度発足当初から国民年金に加入し、保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、集金人が自宅まで保険料を徴収に来たとしているところ、申立人が居住していた A 区では申立期間当時、職員が被保険者の自宅まで保険料の徴収に行っていたとしており、また、当時、申立人と同居していた兄も、集金に来た区役所職員に両親が保険料を納付したとしていることから、申立人の主張は整合的である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外、国民年金保険料の未納は無く、平成 10 年 4 月からは付加保険料を納付しているなど、納付意識が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から52年5月まで  
申立期間については、昭和54年ごろに市役所から特例納付のお知らせがあり、ちょうど、満期となる生命保険があったので、その満期金に貯金を足して納付したはずなので未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろにA市役所から国民年金保険料の特例納付のお知らせが郵送されたため、同市役所で特例納付の手続を行い、妻の未納の保険料と共に申立期間の保険料を金融機関で納付したとしているところ、A市では、当時、特例納付のお知らせを郵送したことは確認できなかったものの、広報誌などで周知し、特例納付の納付書を発行して金融機関で納付するよう案内しており、また、納付を行ったとしている54年ごろは第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間が強制加入期間であるため特例納付が可能であることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、満期となった生命保険金に貯金の一部を足して保険料の納付に充てたとしているところ、当時、満期となった生命保険金が下りていたことが推認でき、経営していた寿司店も売り上げが好調で土地や家を購入していることから、保険料を納付する資力は十分あったものと考えられ、申立人が納付したと記憶している保険料額も申立期間の保険料を妻の未納分と共に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、

納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から42年11月までの期間及び45年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年11月から42年11月まで  
②昭和45年8月から53年3月まで

申立期間については、昭和54年ごろに市役所から特例納付のお知らせがあり、ちょうど、満期となる生命保険があったので、その満期金に貯金を足して納付したはずなので未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろにA市役所から国民年金保険料の特例納付のお知らせが郵送されたため、同市役所で特例納付の手続きを行い、その夫の未納の保険料と共に申立期間の保険料を金融機関で納付したとしているところ、A市では、当時、特例納付のお知らせを郵送したことは確認できなかったものの、広報誌などで周知し、特例納付の納付書を発行して金融機関で納付するよう案内しており、また、納付を行ったとしている54年ごろは第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間が強制加入期間であるため特例納付が可能であることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、満期となった生命保険金に貯金の一部を足して保険料の納付に充てたとしているところ、当時、満期となった生命保険金が下りていたことが推認でき、経営していた寿司店も売り上げが好調で土地や家を購入していることから、保険料を納付する資力は十分あったものと考えられ、申立人が納付したと記憶している保険料額も申立期間の保険料をその夫の未納分と共

に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間及び昭和57年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年4月から44年3月まで  
②昭和57年4月から60年3月まで

申立期間①について、夫と一緒に納付しており、申立期間②については昭和60年から63年ころに実家の兄からお金を借りて追納した記憶があり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫の過去の未納の国民年金保険料とともに保険料を納付したとしているところ、申立人と夫は国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、夫は申立期間を含む昭和40年4月から48年3月までの保険料を55年に特例納付していることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和60年から63年頃にA県の実家の兄から20万円を借り、手持金と足して21万円に満たない金額を追納したとしているところ、保険料額を合計すると20万7,240円となり、申立人の記憶していた追納金額にほぼ合致するなど、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間②の直前の昭和54年4月から56年3月までの保険料は、社会保険庁の納付一覧表では申請免除後に追納されたことになっているが、B市役所の被保険者名簿では過年度納付されたことになっており、さらに、

53 年度は社会保険庁の被保険者台帳では申請免除後に追納したことになるにもかかわらず、納付一覧表では定額保険料を納付したことになるっており、行政側の記録間に不整合がみられ、その記録管理に<sup>か</sup>疵<sup>し</sup>があったと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年9月まで

申立期間の保険料は、A市役所の集金人から、集金人にさかのぼって納付できると聞き、昭和40年から46年のころに夫の未納の保険料と共に納付した。一緒に納付した夫は納付済となっているのに、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫とA市に転居後、市役所から来ていた集金人から、過去の未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、昭和40年から46年ころに申立期間の保険料を夫の未納の保険料と共にさかのぼって納付したとしているところ、申立人と夫の国民年金手帳記号番号は39年10月に連番で払い出されており、夫は申立期間を含む36年4月から41年1月までの58か月分の保険料5,800円を、45年3月31日にさかのぼって一括納付しており、また、A市では当時、市の職員による保険料の集金が行われ、過年度納付についても柔軟に納付書を発行し集金することもあったとしていることから、申立人の主張は信憑性が高いと認められる。

さらに、申立人と夫は、申立期間後の両者の保険料の納付日が確認できる期間について、いずれも納付日が同一となっており、夫婦と一緒に保険料を納付していたことがうかがわれ、申立期間の保険料について、夫が納付しているにもかかわらず、申立人が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和41年に夫が会社を辞め自営業を始めた際に国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の保険料を一緒に納めてきたので、夫に未納期間が無いのに私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立内容どおり、申立人の夫には未納期間が無く、夫婦の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録から夫婦の国民年金保険料の収納日が共に確認できる期間は、すべて同一日に保険料を納付していることが認められる上、申立期間の前後を通じて夫婦の生活環境に大きな変化は無く、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情もうかがえないことから、申立人のみ申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年5月まで

私は、昭和44年5月ごろ、A区役所の職員に勤められ、国民年金に加入するとともに、保険料を44年5月22日に、42年1月の分までさかのぼって一括納付したが、その後、35年以上も経ってから、申立期間は、厚生年金保険の脱退手当金の受給期間であるため、国民年金に加入できない期間であったとして、この間に納めた保険料を還付されたが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和44年5月22日に、さかのぼって一括納付したと主張しており、事実、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収書を所持し、その領収書には、44年5月22日のB郵便局の領収印が押印されていることから、申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料は、社会保険庁の納付記録によると、平成17年9月29日に、厚生年金保険の脱退手当金受給者に対する誤適用による過誤納であるとして、保険料の還付の決議が行われていることが確認できるが、当該保険料が長期間国庫歳入金として扱われてきたことは明らかであることから、保険料の納付を認めないのは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私が20歳になった昭和37年11月から結婚した年の昭和42年度末までの国民年金保険料を、父にA市役所で納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立内容どおり、申立人が20歳になった昭和37年11月から結婚した昭和42年度末までは、申立期間を除き納付記録があるが、申立期間のみ納付記録が無いのは不自然であり、申立期間の前後を通じて、保険料を納付していたとするその父親の生活環境には大きな変化が無いとしていることから、申立期間の保険料のみ納付できなかつたとは考え難い。

また、申立期間直前の昭和37年11月から41年3月まで及び直後の42年4月から43年3月までの国民年金保険料の納付済みの記録は、それまで未納であった記録が、申立人の所持する領収証書等により、平成14年8月16日に納付済みに記録訂正されたものであることから、申立期間当時、行政上の記録管理に不適切な取扱いがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和28年10月26日及び同年11月10日に、同社C支局における資格取得日に係る記録を同年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月26日から同年11月10日まで  
② 昭和28年11月10日から30年7月1日まで  
厚生年金保険の加入記録によれば、申立期間について21か月の欠落があるが、A社へ入社後、定年退職するまで、一度も退社及び転職をしていない。在職証明書、職員カードその他参考資料を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在職証明書、職員カード、「役員及び職員名簿」及び雇用保険の加入記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、①の申立期間については、職員カードにより、株式会社AのD局から同社B支社への異動の発令年月日が昭和28年10月と記録されていることから、同社B支社における資格取得日を同年10月26日とすることが妥当である。また、②の申立期間については、職員カードにより、同社B支社から同社E局（後に「C局」と名称変更。以下同じ。）への異動の発令年月日が28年11月10日と記録されていること、また、役員及び職員名簿には、30年3月1日現在においてE局に在籍していることから、C局における資格取得日を28年11月10日とすることが妥当である。

また、①及び②の申立期間の標準報酬月額については、職員カードから、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としている。しかしながら、①の申立期間につい

ては、被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められる。また、②の申立期間については、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 30 年 7 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届けたと認められる。これらの結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 10 月から 30 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から14年3月1日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務した平成11年1月1日から14年3月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、前月の24万円から11万円に減額され、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、申立期間当時、会社の資金繰りが苦しかったことから報酬月額の変更届出を行ったとしており、申立期間内に標準報酬月額が減額となっている従業員が申立人を含めて8名認められること、厚生年金基金の加入員記録原簿においても申立期間の報酬月額が社会保険庁の記録と同じ11万円となっていることから、事業主が11万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に相当する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から47年3月まで

昭和41年9月から47年3月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかったとの社会保険事務所からの回答をもらった。

夫が自営業を始めるにあたって、A市役所で年金に関する相談をした後、A市役所の職員が自宅に訪問して国民年金の加入手続を行い、市役所から送付された納付書で夫婦2人分の保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の職員が自宅に訪問して国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付したとしているが、A市役所では、広報紙で国民年金の加入手続を奨励することはあったものの、職員が自宅に訪問して国民年金の加入手続を行うことはなく、また、納付書による保険料納付方式は昭和44年4月から開始したことから、申立人の主張には齟齬が見られる。

また、申立人は、国民年金加入手続後、国民年金保険料を定期的に納付してきたとしているが、特殊台帳の記録によると、昭和47年4月から12月までの保険料を第2回特例納付で、48年1月から50年3月までの保険料を過年度納付で納付していることから、申立人の保険料納付に関する主張と矛盾する。

さらに、同時に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫についても、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から51年3月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料については、第三回特例納付の時期に生命保険を解約して納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第三回特例納付の時期である昭和55年6月23日に、昭和36年4月から38年3月までの期間、40年4月から42年3月までの期間及び51年4月から52年12月までの期間について特例納付を、さらに53年1月から55年3月までの期間について過年度納付をし、これらの納付書・領収証書は所持しているが、申立期間(108か月)に係る納付書・領収証書のみ所持していないことは不自然である。

また、申立人は、生命保険を解約して保険料を納付したと主張しているが、加入期間が5年程度の生命保険の解約金で過去の未納期間全ての保険料を納付するだけの資金を準備できたかは不明である上、申立人の納付金額についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで  
平成2年4月から3年3月までの期間が未納となっているが、国民年金保険料を一括納付した記憶がある。未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年に国民年金保険料免除申請書を提出し、却下されたため、3年8月に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金への加入は任意加入となるが、任意加入者は国民年金保険料の免除申請対象外であり、保険料をさかのぼって納付することも制度上できない。

また、申立人から提出された国民年金手帳により、初めて国民年金の被保険者となった日が、平成3年4月1日であることが確認でき、この時点で、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年3月まで

A区B地の株式会社C店(現在は、株式会社D。以下「D社」という。)に昭和41年に入社した。国民年金の加入手続や国民年金保険料の支払いはD社が行っていたはずであり、申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、D社が20歳になった社員の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしており、申立期間についても未納はないはずであると主張しているが、会社には申立期間の保険料納付を示す関連資料(給与明細書等)が無く、しかも申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、D社に照会したところ、当時、D社では、20歳になった社員について、20歳になった誕生月からでなく、翌年度の4月から国民年金保険料を納付していたとの証言があり、申立人と同期入社 of 社員についても、20歳になった翌年度の4月から保険料を納付しており、申立人と同様に20歳の誕生月から同年度の3月までが未納であることが確認できた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から平成 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から平成 4 年 7 月まで  
昭和 39 年 1 月に夫婦でそば屋を開業し、その時に夫が国民年金の加  
入手続を行い、その後、国民年金保険料も納付していた。当時、夫は、  
従業員の国民年金保険料も納付していたので、私だけ国民年金に加入せ  
ず、保険料を納付していないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金の加入手続を行い、国民年  
金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付を示す関連資料  
(家計簿、確定申告書等)が無く、しかも申立人自身は申立期間の国民年  
金の加入手続に関与しておらず、国民年金保険の加入手続や保険料を納付  
していたとする夫は、既に他界しているため、国民年金の加入状況、保険  
料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人の夫が当時の従業員の国民年金保険料も納付し  
たとしているが、氏名、生年月日が確認できた従業員についてみると、国  
民年金には加入しておらず、保険料も納付していない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人  
も国民年金手帳を所持していた記憶が無いとしており、申立人が国民年金  
に加入した形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から50年3月まで

昭和45年4月にA所を退職した際、B市役所で夫婦二人の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。通常、国民年金と国民健康保険はセットで加入し、それぞれの保険料を納付するものであり、国民健康保険料は納付しているのに、国民年金保険料が未納であるのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月にA所を退職した際、B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間の保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧であり、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻の国民年金手帳記号番号と連番で昭和50年11月に払い出されており、社会保険庁の記録では、申立人の妻についても、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時に国民年金手帳を交付されたとしているが、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和49年11月以降に発行された三制度共通の手帳であり、申立人は、これとは別の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 6 月まで

会社を退職したので、昭和 37 年 7 月に A 市役所に行って国民年金の加入手続をした。その場で国民年金手帳を交付してもらうと共に、国民年金保険料を納付したが、その際、4 月からもさかのぼって納付するよう言われ、同年 4 月から 6 月分の保険料も納付した。7 月分以降については、もらった国民年金手帳に押印され、4 月から 6 月分は別に領収書もらい手帳に貼っていたので、納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 7 月に A 市役所で国民年金の加入手続をした際に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、当時交付された国民年金手帳は紛失しており、申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、申立期間は、脱退手当金を受給した厚生年金保険加入期間となっており、国民年金加入期間でないことから、市役所が国民年金保険料を収納することはできない期間である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間に係る還付記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年8月まで  
公務員であった両親が、当時学生であった私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。両親は数年前に事故により亡くなったが、両親が自分のために納付してくれた国民年金保険料の納付確認を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続きを行い、初年度の保険料を納付し、その国民年金手帳及び領収印が押された納付書を学生寮に送付してくれたとしているが、申立人は18歳で大学に入学する際の昭和62年4月に、それまで居住していたA県B市から大学宿舎があるC県D村（現在は、E市）に住所異動を行っており、在学中にアメリカに留学するまでの平成2年9月までの間、E市に在住していることから、申立人が20歳到達時に国民年金に任意加入する場合には、E市において加入手続き及び保険料を納付するのが自然であり、住民登録を行っていないB市において両親が国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続きや保険料納付に直接関与しておらず、加入手続きを行ったとする両親は既に亡くなっている上に、自分で納付したとする時期における納付場所、納付方法等についての記憶が希薄であるため、その納付状況については不明である。

さらに、申立人は申立期間について申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が帰国後にE市で払い出された国民年金手帳記号番号のほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から52年6月まで

申立期間については、昭和54年の結婚直後、妻がA区役所で国民年金の加入手続をした際、今なら20歳までさかのぼって納付することができるというので、申立期間の保険料を3回から5回くらいに分けてさかのぼって納付した。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年9月の結婚直後、A区役所で、国民年金保険料を過去にさかのぼって納付できることを聞き、その妻が申立人の申立期間の保険料を3回から5回に分けて特例納付によりさかのぼって納付したと主張しているが、納付した保険料額についての記憶が無く、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月4日に払い出されており、その時点でさかのぼって納付することが可能である52年7月以降の保険料の納付記録があることから、当該期間の保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期にさかのぼって納付したと推認できるため、この納付を申立期間の保険料納付と取り違えている可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
申立期間については実家の兄から勧められて国民年金に加入した後、兄が保険料を一括して納付してくれたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、兄に勧められて国民年金に加入し、その後、国民年金保険料が未納となっていたことを心配した兄が申立期間の保険料を納付してくれたはずであるとしているが、兄は既に他界していて証言が得られず、申立人自身も保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は兄が保険料を一括納付した領収書を以前に保管していたとし、それが申立期間の保険料の領収書ではなかったかとしているが、その領収書は既に紛失しており、申立人の納付記録によれば、申立期間直後の 96 か月を含む 114 か月の保険料を昭和 55 年 4 月に特例納付により、一括納付していることから、その際の一括納付を申立期間の納付と取り違えている可能性がある。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年9月まで

申立期間については、昭和38年ごろに国民年金の加入手続を行い保険料を納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住時の昭和38年ごろ、国民年金に任意加入し、以後、申立期間の保険料を納付書により金融機関で納付したとしているが、A市では、当時、納付書により金融機関で納付する方式がとられておらず、その主張と相違しており、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人には、そのような納付を行った記憶は無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人が納付した昭和 61 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から同年 9 月まで

申立期間は、共済組合に加入していたが、国民年金保険料を納付したとして、その保険料は還付済であると社会保険事務所から説明を受けたが、還付された覚えが無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付の通知を受けたこと、還付請求をしたこと及び還付金を受け取ったことは無いと主張しているが、社会保険庁の国民年金被保険者台帳には、申立期間の国民年金保険料の還付について、還付理由、還付決定決議日、支払通知書作成日、支払金融機関名及び還付金額等が記載されており、特段、不自然さは見られない。

また、国民年金被保険者台帳を詳しく調査しても、申立期間以外の国民年金保険料の納付記録、資格得喪記録及び種別変更記録を含め、不適切な記録の記載、不自然な記録訂正等は認められず、申立人の記録管理に不備があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料は、申立人に還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和2年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から40年4月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、昭和40年5月にA市B出張所で妻が夫婦二人分の加入手続をするとともに、申立期間の保険料を納付したので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月にA市B出張所でその妻が夫婦二人分の加入手続をしたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年2月以降に連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している年金手帳は、49年以降に発行されたものであると推認できる上、申立人自身も「年金手帳は、現在所持しているもののほかに所持していた記憶はない」と明言していることから、申立人の妻が40年5月に加入手続を行ったと考えることは困難である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、昭和40年5月に妻が加入手続した際に、36年4月までさかのぼって、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、その妻は、申立期間は共済組合に加入していた期間であるため、国民年金に加入することができない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

なお、昭和51年2月に、40年5月から46年2月までの期間の国民年金保険料が特例納付された形跡が、A市の被保険者名簿により確認できることから、申立人はこのことと申立内容とを考え違いしている可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年4月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、昭和40年5月にA市B出張所で私が夫婦二人分の加入手続をするとともに、申立期間の保険料を納付したので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月にA市B出張所で、夫婦二人分の加入手続をしたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年2月以降に連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している年金手帳は、49年以降に発行されたものであると推認できる上、申立人自身も「年金手帳は、現在所持しているもののほかに所持していた記憶はない」と明言していることから、申立人が40年5月に加入手続を行ったと考えることは困難である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、昭和40年5月に加入手続した際に、36年4月までさかのぼって、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立期間は共済組合に加入していた期間であるため、国民年金に加入することはできない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

なお、昭和51年2月に、40年5月から46年2月までの期間の国民年金保険料が特例納付された形跡が、A市の被保険者名簿により確認できることから、申立人はこのことと申立内容とを考え違いしている可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から昭和 28 年 12 月 1 日まで  
父死亡後、社宅に引続き入居するため、昭和 27 年 12 月 1 日にA株式会社  
に就職したが社会保険庁の記録によると厚生年金保険の取得日が  
昭和 28 年 12 月 1 日になっているので納得できない。厚生年金保険の  
記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、申立内容から臨時社員として在籍していたことがうかがえるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

また、社会保険庁が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿及び会社提出の厚生年金保険被保険者名簿には、申し立てどおりの記録はなく、健康保険番号の欠番も確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において確認できる被保険者数名に照会したところ、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日よりも一年近く前を入社時期として記憶していたことから、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

このほか、申立て内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 2 月まで

昭和 34 年 4 月から A 株式会社 B 出張所に栄養士として勤務した。職場の仲間と写した写真を同封して A 株式会社本社に、厚生年金保険の被保険者であったことを証明してくれるよう依頼したところ、写真を見る限り同出張所で働いていたことは確認できるが、当時労務管理は現地で管理しており記録がないので回答できないといわれた。同出張所を退職し失業保険を受給していたので、厚生年金保険に未加入であるというのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 株式会社 B 出張所に栄養士として勤務していることは、同僚の証言及び退職後の失業保険受給により確認できる。

しかし、A 株式会社本社厚生年金担当課によると、① C 建設現場は規模が大きく、現地採用者の労務管理は現地で処理し、昭和 32 年 10 月 1 日に健康保険・厚生年金保険の新規適用事業所の届出、工事終了後の 37 年 11 月 29 日に全喪しており、② 本社に当時の管理規定は残っていない、③ 建設現場の労務管理は本社と相違し記録がないなどのことから不明との回答であった。

また、社会保険庁の記録によると、A 株式会社 B 出張所は延べ 262 名が資格取得をしながら女性は 6 名で、申立人及び申立人の同僚は、同出張所の食堂業務は女性が常時 10 人ほど勤務していたが、3 食と夜食も用意したことから勤務状況は流動的で人手不足であったと述べているところ、同出張所の女性 6 名の取得者のうち 3 名は適用事業所届出時の 32 年 10 月 1 日(資格取得者 30 名)に取得、2 名は 1 か月後の同年 11 月 1 日(資格取得者 50 名)に資格取得、残る 1 名は、申立人の申立期間

当時の 34 年 8 月に取得しており庶務課に所属し事務所に勤務していたと述べており、同出張所において勤務していた者全員を一括的に資格取得させていた状況にはなかったと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 4 月 27 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間については、前の事業所を退職してすぐに有限会社Aに入社し、次の事業所に就職するまで継続して有限会社Aに勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと述べているが、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、申立期間に係る雇用保険の加入記録もない。

また、申立人の事業主及び同僚の証言から、申立人は同事業所に勤務していたと推認できるものの、事業主は申立人の厚生年金保険加入手続きをとっておらず、厚生年金保険料も控除していなかったことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から 33 年 2 月 7 日まで  
中学校卒業前の昭和 32 年 2 月より株式会社A（現在は、有限会社B。以下同じ）に、卒業見込で入社し、翌年 11 月に退社した。しかし、被保険者記録照会回答票では、昭和 33 年 2 月から同年 11 月の被保険者期間となっている。昭和 32 年 2 月又は年度初めの同年 4 月加入が通常ではないかと思うので、厚生年金保険の被保険者取得日を同年 2 月又は同年 4 月に訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る証言により、中学校卒業前の昭和 32 年 2 月から株式会社Aに勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いほか、同社では、申立てに係る事実を確認できる関連資料を保管しておらず、また、同社の経営者及び職場の責任者は既に他界若しくはその行方が知れず、申立内容に係る事実を確認することができない。

また、申立人は中学校卒業前に、学校と相談の上約 1 か月間休校して当該事業所に勤務していたとしており、試用期間としては 3 か月ないし半年が雇用関係上一般的ではないかと主張しているものの、職場の上司及び同僚からは、映写技師免許を有して初めて一人前と見なされているほか、映写技師免許を有した社員とペアを組んで仕事をしていたというのが当時の通例であったとの証言があり、申立人自身もそのことを了解している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月から28年5月1日まで  
② 昭和34年12月10日から36年7月5日まで  
厚生年金の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が無いことが判明した。申立期間①は株式会社Aで寮に住み込み夜間高校に通学しながら働いた。申立期間②の有限会社Bは、C市D市場の開設に伴い先輩から力を貸してくれといわれ新設された当該事業所で働いた、申立期間①②の期間いずれも被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは、社会保険庁の記録によると昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とされていなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、当該事業所は、平成15年3月に解散し、同年4月に全喪しているほか当時の同僚等の証言を得ることもできず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が、有限会社Bに勤務していたことは、事業主の証言から確認できるが、同事業主によると同事業所については、C市D市場の開設に伴い急きょ個人事業所として新設したものであり申立人の申立期間については適用事業所ではなかったと証言している。

また、当時の同僚の証言によると厚生年金保険被保険者となったのは、昭和37年2月1日であり、社会保険庁の記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から 45 年 12 月まで  
② 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 6 月まで  
③ 平成 6 年 7 月から 9 年 10 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA株式会社（現在は、株式会社B。以下同じ。）に、申立期間②についてはC株式会社に、申立期間③についてはD株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚及び業務内容に関する申立人の申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたこととはうかがわれるが、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、申立期間における申立人の記録は無く、被保険者整理番号も連番で欠番が無いことを確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申し立て内容に係る同僚等の証言も得られず、申し立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険庁の記録により、C株式会社が申立期間以降の昭和 59 年 10 月 1 日から新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の記録も無いことが確認できる。

このほか、同僚等の証言も得られず、申し立てに係る事実を確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、D株式会社が商業登記簿で確認できないが、申立人が勤務したとする事業所は株式会社Eであることが確認できることから、当該事業所について社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間における申立人の記録は無く、整理番号も連番で欠番が無いことを確認できる。

加えて、F区に照会した結果、申立人は申立期間のほとんどの期間を国民健康保険に加入していたことが確認できる（平成7年6月20日から11年10月25日まで。）。

このほか、同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 12 日から 4 年 3 月 19 日まで

厚生年金の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA市にある株式会社Bに勤務しており、雇用保険料と一緒に厚生年金保険料も毎月差し引かれていたと記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において株式会社Bに勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録により被保険者は男性のみとなっており、申立期間における女性である申立人の記録は無く、整理番号も欠落がないことが確認できる。

なお、申立人が記憶していた同僚の女性についても加入記録が無いことが確認できる。

また、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、当該事業所は既に解散しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 35 年 9 月 1 日に、B社の資格喪失日が 38 年 1 月 1 日になっている旨の回答をもらった。しかし、A株式会社では 36 年の正月休みをもらい、B社では 39 年 1 月の結婚間近まで勤務していたことを記憶しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人が当時A株式会社に勤務したことはうかがわれるが、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失し、同年10月の標準報酬月額算定変更も行われていないこと、また、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の番号に欠番が無いことが確認できる。

このほか、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主に照会するも人事記録、賃金台帳等が保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人が当時B社に勤務したことはうかがわれるが、社会保険事務所が保管するB社の被保険者原票により、申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、38 年 1 月 1 日に資格を喪失し、同年 10 月の標準報酬月額算定変更も行われていないこと、また、社会保険庁の記録により、申立期間における申立人の記録が無く、厚生年金保険

被保険者資格取得者の整理番号に欠番が無いことが確認できる。

このほか、当該事業所は既に全喪し、同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 42 年 3 月まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社B工場に勤務しており、厚生年金保険に未加入ということはあると思わないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA株式会社B工場に事務職として勤務していたことはいかがわれるが、当該事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は、社会保険庁の記録により、申立期間中途の昭和 40 年 6 月 15 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の被保険者原票により、申立期間における整理番号は連番となっており、欠番も無く、申立人の記録も無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪し、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 31 日まで  
②昭和 46 年 8 月 31 日から 47 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA県B市のC医院、申立期間②についてはD区のE病院に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、当時申立人がC医院に勤務していたことはいかがわれるが、C医院が厚生年金保険の適用事業所であるとの社会保険庁の記録が無い。

また、当時の同僚は、C医院は厚生年金保険に加入しておらず、市役所から国民年金加入に関する通知があったと証言している。

申立期間②については、同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がE病院に勤務していたことはいかがわれるが、E病院が新規に適用事業所となった日は、申立期間以降の昭和 47 年 4 月 1 日であることが社会保険庁の記録で確認できる。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無く、雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立期間①のC医院は既に廃業し、申立期間②のE病院は既に全喪しており、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から 34 年 6 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社（申立人はB被服株式会社として記憶。以下同じ。）でC物の出荷の仕事をしていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA株式会社第一工場及び第二工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の番号が連番で欠番も無いことが確認できる。

また、申立人と同一職種の同僚は、入社後9か月の期間は臨時雇いであり、その間は厚生年金保険の被保険者でなかったと証言している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 7 月まで

A区B地のC社に昭和36年7月から39年7月まで勤務していた。社会保険に加入していた当時の給料明細は残っていないが、会社から「保険などは加入しています。」と言われたことを覚えているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区B地のC社に勤務していたと主張するところ、商業登記簿により当該地には合資会社C社が商業登記されていることが確認できるが、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険庁の記録から類似する名称の適用事業所として確認できた、株式会社D社(申立期間当時にE区F地所在)について、念のため、社会保険事務所が保存する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間中の健康保険の番号の脱落や重複も認められない上、当該事業所の事業主は、申立期間当時、A区B地には支店等の関連施設はなかったとしている。

なお、申立人が挙げた同僚の氏名の記憶は名字のみで、同僚の厚生年金保険被保険者記録等から申立てに係る事業所を特定することもできない。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月  
② 平成5年8月31日から11年1月1日まで  
年金特別便を受け取ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間当時はA株式会社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（事業主控え）によると、申立人の厚生年金保険資格取得日は平成元年2月1日、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主控え）によると、資格喪失日は5年8月31日となっており、加えて、申立期間②については、5年8月から6年1月までは国民年金保険料を納付したことが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、6年8月1日以降は株式会社Bで勤務していたことが、同社（現株式会社C）の回答書及び同社提出のアルバイト・パートタイマー雇用契約書等により確認できる。

また、申立期間①、②共、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

なお、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると国民年金の第3号被保険者となっており、申立期間②については、株式会社Cでは、株式会社Bでの勤務期間は社会保険に加入させていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 7 月 1 日から同年 8 月 25 日まで  
②昭和 53 年 8 月 21 日から 54 年 5 月 21 日まで

社会保険庁の記録で、上記の 2 期間の記録が欠落している。当然生活上必要故に勤めていたわけであるのに、記録がないのは不自然である。保険料を控除されていたはずなので、是非精査して厚生年金保険の被保険者期間に組み入れてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、有限会社AがB区で全喪したのちC県D市に移転し新規適用を受けるまでの期間で事業所が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立期間②については、当該事業所が適用事業所となっており、一緒に働いていた同僚が、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、同社は既に全喪しており、当時の事業主が関係書類を保存していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、いずれの期間についても申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。